

2. 学校生活—自由と規律

本校では、自律的精神に基づいて、自主的・自律的に行動できる人間育成を教育の方針とし、教師と生徒の信頼関係の下、学校生活が成り立っている。共に学び合うことを大切にして、他人を敬い、礼儀を尊び、自己の行為に責任を持ち、本校生徒として、守るべきことはよく守った上で互いの自由を尊重し、明朗な能登川高校生として社会の信頼を得られるよう努めなければならない。次に挙げることは、本校生徒として、守らねばならない主要な生徒の心得である。

【1】学校生活の基本

1. 登下校・出欠席等

(1) 生徒は登下校時刻を守る。日常の基本的な生活習慣を守るよう心がけなさい。

登校時刻8時30分までに校舎内に入ること。朝SHR時刻8時35分以降を遅刻扱いとする。(ただし、行事等の場合、これの限りではない。)なお、欠席・遅刻をする場合は、保護者が始業前(7:45~8:30)に必ず連絡すること。

(2) 遅刻、早退、外出に関する手続き

①遅刻した時の手続き

遅刻した生徒は職員室で理由を述べ必要事項を入室カードに記入し担任もしくは教科担任に渡す。

②早退する時の手続き

早退者は職員室で必要事項を早退カードに記入し担任に渡す。帰宅後すみやかに学校に連絡する。

③外出するときの手続き

原則として認めないが、やむを得ず外出が必要なときは担任に申し出て許可を得る。

(3) 最終下校時刻を次のように定める。

平常時：19時30分(19時00分活動終了)

考査前：17時30分(17時00分活動終了)

考査時：13時20分(13時10分活動終了)

※特例措置として公式試合の3週間前については1時間の延長を認める。

(4) 登下校、校舎内では、定められた服装をしなければならない。服装規定は別記。

(5) 自転車通学は許可を得る。本校規定の登録ステッカーを、自転車後部のよく見える位置に貼付する。

シールが破損したり、自転車を換えたりした場合は、速やかに届け出て、シールの再交付をうける。

①道路交通法を遵守し、自転車は左側を通行、歩行者の通行を妨げない。また、危険運転(傘差し走行、無灯火走行、2人乗り走行、信号無視、スマートフォンや各種プレーヤーを使用しながら)はしない。

②令和4年4月27日公布の改正道路交通法において、ヘルメットの着用が努力義務化されたので、自転車に乗る場合は、原則ヘルメットを着用する。

③雨天時には、雨ガッパを着用する。

④事故にあった場合は、すみやかに届け出る。

【2】服装等の規定

1. 服装について

(1) 男女とも学校指定の制服を正しく着用すること。シャツのボタンは第2ボタンからしっかり留める。女子のスカートは膝に掛かる程度とし、裾を加工したり、折り曲げたりして短くしない。ズボンの裾も同様とする。

(2) 学校指定セーター、ベスト以外のセーター、ベスト、カーディガン類は着用を認めない。

- (3) 学校指定セーター・ベストのみでの登校を認める。防寒用外衣を着用する場合は、上着（ブレザー）を必ず着用すること。式典には必ず上着を着用すること。
- (4) 防寒用上着は華美でないものとする。またスカートの下に体操服・ジャージ・ハーフパンツ等を着用しない。また、校舎内の防寒着の着用は原則として認めない。
- (5) 制服を改造した場合、再購入する。寸法直しが必要な場合は、必ず生徒課に申し出て、許可証をもらうこと。

本校生徒の服装を次の通りに規定する。

	男 子	女 子
制 服	本校指定の制服(上着、スラックス) 本校指定のシャツ(長袖・半袖) 本校指定のセーター・ベスト	本校指定の制服(上着、スカートまたはスラックス) 本校指定のシャツ(長袖・半袖) 本校指定のセーター・ベスト
靴下類	派手なもの、ルーズソックスは禁止する。 派手なストッキングは禁止する。	
履き物	上履き	本校指定のスリッパに限る。
	下履き	歩きやすく、登下校に適したものとする。サンダル等は安全面を考慮し、禁止とする。
防寒着	登下校時には防寒用外衣の着用を認める。ただし、上着を着用すること。また、マフラー・耳あて、手袋についても着用を認める。	

2. 頭髪・化粧について

- (1) 頭髪は男女共、高校生らしく自然で端正な髪型とし、常に清潔に心がける。
 - ①パーマ、カール、染色・脱色・ウィッグ・つけ毛等、一切の加工や奇抜な髪型を禁止する。
 - ②違反がある場合、別室指導、再登校指導を行う場合がある。
- (2) 化粧等
 - ①ファンデーション・マスカラ・アイシャドウ、マニキュア・ネイルなどは禁止する。リップクリームを用いる場合は無色のものに限る。
 - ②ピアス・イヤリング・指輪等の装飾品、カラーコンタクト、TATTOOなどを禁止する。

※ピアス・指輪・ブレスレット・ネックレスなどの装飾品について違反のある場合、学校で卒業時まで預かる。

【3】持ち物について

1. スマートフォン、携帯電話について

スマートフォン、携帯電話は、登下校の安全確保のために必要な生徒は学校への持込を許可する。ただし、所定の場所に置き、電源を切っておくこと。授業時の机の中への持込や使用（着信音、鳴動を含む）した場合、特別指導の対象となる。

2. その他

- (1) 所持品にはできる限り記名し、紛失物や拾得物があつた場合には、職員室に届け出る。
- (2) 学校に不必要な金銭や貴重品は持ってこない。貴重品は、個人ロッカーに施錠し、管理すること。
- (3) 学校生活に不必要なもの（ゲーム機器・漫画・各種プレーヤー・雑誌等）は持ってこない。

【4】運転免許取得について

原付自転車、オートバイ、四輪自動車等の免許取得、運転は、滋賀県公立高等学校 PTA 連合会の「3+1 ない運動」に則り禁止する。ただし、就職等の理由で自動車免許が必要な場合は、卒業年次の 11 月以降に許可を得た場合のみ、自動車教習所への入所を許可する。また、自動車免許取得は卒業式以降とする。

【5】アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止とする。郵便局のアルバイトであっても同様である。経済的事情で学費補助のために行う場合など、必要な場合には保護者から申し出て許可を得ること。ただし、以下の場合、許可しない場合がある。

①学習活動の妨げになったり、成績が振わない場合。

②職種が生徒として行うのに不相当と判断される場合。

※酒類の提供、車やバイクへの同乗、その他危険を伴うもの

【6】校内外活動

1. 学校の名において行うすべての行動は、事前の許可を必要とする。
2. 校内での掲示、署名活動、印刷物配布、事前の許可を必要とする。
3. 授業及び部活動を除き校地、校舎、設備、備品の使用は、事前の許可を必要とする。
4. 公共物の使用には十分な注意を払い、損傷した場合は、ただちに担任もしくは部顧問の先生に届け出る。
5. 旅行運賃割引証の必要な時は、学生割引交付願を遅くとも 1 週間前に担任へ提出する。

特別指導

1. 下記の行為を行った場合、保護者の同席のもと特別指導を行う。

(1) 特別指導に該当する行為の例として下記のようなものがある。

①法令に違反する行為

- ・暴力行為 ・窃盗 ・薬物乱用及び所持 ・無免許運転 ・飲酒 ・喫煙 ・援助交際などの行為
- ・深夜徘徊 ・器物破損（落書きも含む） ・いじめ ・インターネットによる違法行為等

②校則に違反する行為

- ・教師への指導拒否、暴言 ・他人を誹謗中傷する行為（インターネットの使用を含む）
- ・スマートフォン、携帯電話の不適切使用 ・SNS の不適切利用 ・無断アルバイト
- ・不正行為（カンニング等） ・授業妨害 ・違法行為への同席 ・無断免許取得
- ・学校内における（学校内の人間関係を含む）営利を目的とした営業行為
- ・服装、頭髪規定への度重なる違反 ・怠学（適切ではない理由による度重なる遅刻も含む）
- ・家出 ・不純異性交遊 等

(2) 上記の行為以外や、また軽微な違反行為などに対して、必要と認められる場合には、説諭、注意、指導を行う。